

## 48. 20

## 出願の方式上の方式的な不備が解消されていないときになされた出願の取下げ及び放棄の手續に関する取扱い

出願の方式的な不備が解消されていない場合においてもその出願取下書又は出願放棄書は、受理する。

ただし、出願人が取下げ又は放棄の手續をする場合において、出願人に係る方式的な不備が解消されていないとき又は委任による代理人が取下げ又は放棄の手續をする場合において、出願人若しくは代理人に係る方式上の不備が解消されていないときは、方式的な不備の解消を待って受理するものとする。

(説明)

出願の取下げ及び放棄は、その出願について、拒絶査定若しくは審決が確定するまで又は設定登録までは、出願人の自由意思によりいつでもなし得るものと解する 注1。

しかしながら、出願の方式上の不備が出願人若しくは代理人に係る場合又は代理権に係る場合は、出願の取下げ又は放棄の手續をする者と出願人若しくは代理人との同一性又は代理権の存在を認定することができないような不都合が生ずる。よって本文のとおり取り扱う。

(改訂平成~~23~~・~~11~~・25・6)

注1 特許出願は、拒絶査定が確定するまで又は特許権の設定の登録がされるまでは取り下げることができる旨、判示している(昭和45年7月9日東京高裁判決・昭和44年(行ケ)第58号)。